

資料 1

諮問事項

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

5 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

英彦山鳥獣保護区特別保護地区については、令和5年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和5年11月14日をもって存続期間が満了する英彦山鳥獣保護区特別保護地区について特別保護地区の再度指定を予定している。

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の沿革

大正12年に国設禁猟区に設定。昭和38年法改正により国設禁猟区を国設鳥獣保護区に設定替。昭和58年に国設鳥獣保護区の区域を一部変更し、県設鳥獣保護区に設定替し、英彦山地域を特別保護地区に設定。10年毎に鳥獣保護区を更新、特別保護地区を再指定し現在に至る。

1 英彦山鳥獣保護区特別保護地区について

(1) 特別保護地区の区域及び面積

田川郡添田町大字英彦山字英彦山1、字樋ノ口5、字智室6の1から6の4まで、7の2、8から10まで、字二ノ御岳26の3、26の5から26の7まで、字鷹巣原32の2、32の4及び字一ノ岳36並びに田川郡添田町に所在する国有林遠賀川森林計画区3068林班及び3070林班の区域一円

林野	農耕地	水面	その他	合計
299ha	-ha	-ha	2ha	301ha

(2) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで（10年間）

(3) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(4) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(5) 当該地域の農林水産物の被害状況

被害は特になし

(6) 特別保護地区指定の理由

英彦山鳥獣保護区は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、

主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）、コノハズク（福岡県絶滅危惧ⅠA類）、ブッポウソウ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、英彦山には、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、重要な区域となっている。また、標高1,199mの英彦山は、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。さらに、福岡県レッドデータブック2011では、コノハズク及びコマドリ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）については、英彦山が県内唯一の繁殖地とされている。

このため、当該区域は、英彦山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(7) 保護管理方針

- ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- ウ 全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。

2 公告・縦覧の結果

法第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、令和5年6月9日に告示し、同日から6月22日までの2週間、指針案等を縦覧に供したが、住民等から意見書の提出はなかった。

3 意見照会結果

法第29条第4項において準用する法第28条第3項の規定に基づき、添田町に意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

また、利害関係人として関係行政区長、宗教法人英彦山神宮、添田猟友会、日本野鳥の会筑豊支部、英彦山観光協会、田川農業協同組合、添田町森林組合にも意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

4 公聴会の開催その他必要な措置について

利害関係人等からの異議はなかったため、法第29条第4項において準用する法第28条第6項に基づく公聴会の開催等の措置は講じなかった。

生息する鳥獣類リスト
ア-1.鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
タカ	タカ	○ ハチクマ	NT	旅鳥
		オオタカ	NT	冬鳥
		ツミ		留鳥
		サシバ	VU	夏鳥
		クマタカ	EN、国内希少	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
		チゴハヤブサ		旅鳥
		○ チョウゲンボウ		冬鳥
キジ	キジ	キジ		留鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		○ アオバト		留鳥
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		夏鳥
		セグロカッコウ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		○ ホトトギス		夏鳥
フクロウ	フクロウ	コノハズク		夏鳥
		○ アオバズク		夏鳥
		○ フクロウ		留鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		旅鳥
		ヒメアマツバメ		旅鳥
		アマツバメ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ アカショウビン		夏鳥
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	EN	夏鳥
キツツキ	キツツキ	○ アオゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○ コゲラ		留鳥
スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	EN、国内希少	夏鳥
	ヒバリ	ヒバリ		留鳥
	ツバメ	○ イワツバメ		留鳥

セキレイ	○ キセキレイ ビンズイ	留鳥 冬鳥
サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ	留鳥
ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥
モズ	○ モズ	留鳥
レンジャク	キレンジャク ○ ヒレンジャク	冬鳥 冬鳥
カワガラス	○ カワガラス	留鳥
ミソサザイ	○ ミソサザイ	留鳥
イワヒバリ	カヤクグリ	冬鳥
ヒタキ	コマドリ ルリビタキ ○ ジョウビタキ ノビタキ トラツグミ マミジロ クロツグミ アカハラ ○ シロハラ ツグミ	夏鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 留鳥 夏鳥 夏鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
ウグイス	○ ウグイス	留鳥
ムシクイ	メボソムシクイ センダイムシクイ	夏鳥 夏鳥
キクイタダキ	キクイタダキ	冬鳥
ヒタキ	○ キビタキ ○ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	夏鳥 夏鳥 旅鳥 旅鳥 夏鳥
カササギヒタキ	サンコウチョウ	夏鳥

エナガ	○ エナガ	留鳥
シジュウカラ	○ ヒガラ ○ ヤマガラ ○ シジュウカラ	留鳥 留鳥 留鳥
ゴジュウカラ	○ ゴジュウカラ	留鳥
メジロ	○ メジロ	留鳥
ホオジロ	○ ホオジロ ○ カシラダカ ミヤマホオジロ ○ アオジ クロジ	留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
アトリ	○ アトリ ○ カワラヒワ ○ マヒワ ハギマシコ ベニマシコ ウソ ○ イカル ○ シメ	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥
カラス	○ カケス ○ ハシブトガラス	留鳥 留鳥
合計	11目 35科	82種

ア-2.鳥類(外来生物)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	○ コジュケイ		留鳥
スズメ	チメドリ	○ ガビチョウ* ○ ソウシチョウ*		留鳥 留鳥
合計	2目 2科	3種		

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改定第7版(平成24年9月、日本鳥学会)に拠った。
 - 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類
VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
 - 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
 - 備考欄には、福岡県レッドデータブック2011に従って留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。
- ※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条に規定する特定外来生物

イー1. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
サル	オナガザル	ニホンザル		
ネコ	イヌ	タヌキ アカギツネ		
	イタチ	○ ニホンテン ニホンイタチ ○ アナグマ		
ウシ	イノシシ	イノシシ		
	シカ	○ ニホンジカ		
ネズミ	リス	ムササビ		
ウサギ	ウサギ	○ ニホンノウサギ		
合計	5目	7科	10種	

イー2. 獣類(外来生物)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イタチ	シベリアイタチ		
	アライグマ	アライグマ*		
合計	1目	2科	2種	

(注)

1. 獣類の目・科・種（和名）及び配列は、世界哺乳類標準和名目録（哺乳類科学 第58巻別冊、2018年6月）に拠った。
 2. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
 3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- ※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条に規定する特定外来生物

鳥獣保護区及び特別保護地区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して指定 (法第28条第1項)	○狩猟を禁止 (法第11条第1項) ○営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務 (法第28条第11項)	20年以内 (本県では10年) 期間は更新可 (法第28条第7項)
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を指定 (法第29条第1項)	○開発行為を規制 【要許可行為】 ・工作物の設置 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 (法第29条第7項) ※ただし、鳥獣の保護上支障のない行為は許可不要 (施行細則第24条)	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県では10年) (法第29条第2項)

※鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行細則第24条）



- ① 水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- ② 単木伐採、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- ③ 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに付随する工作物
 - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30㎡以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5m以内の展望台
 - ト その延長が500m以内の歩道
 - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15㎡以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内の仮工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
 - カ 既存工作物に付随する工作物であって、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内のもの

* 法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

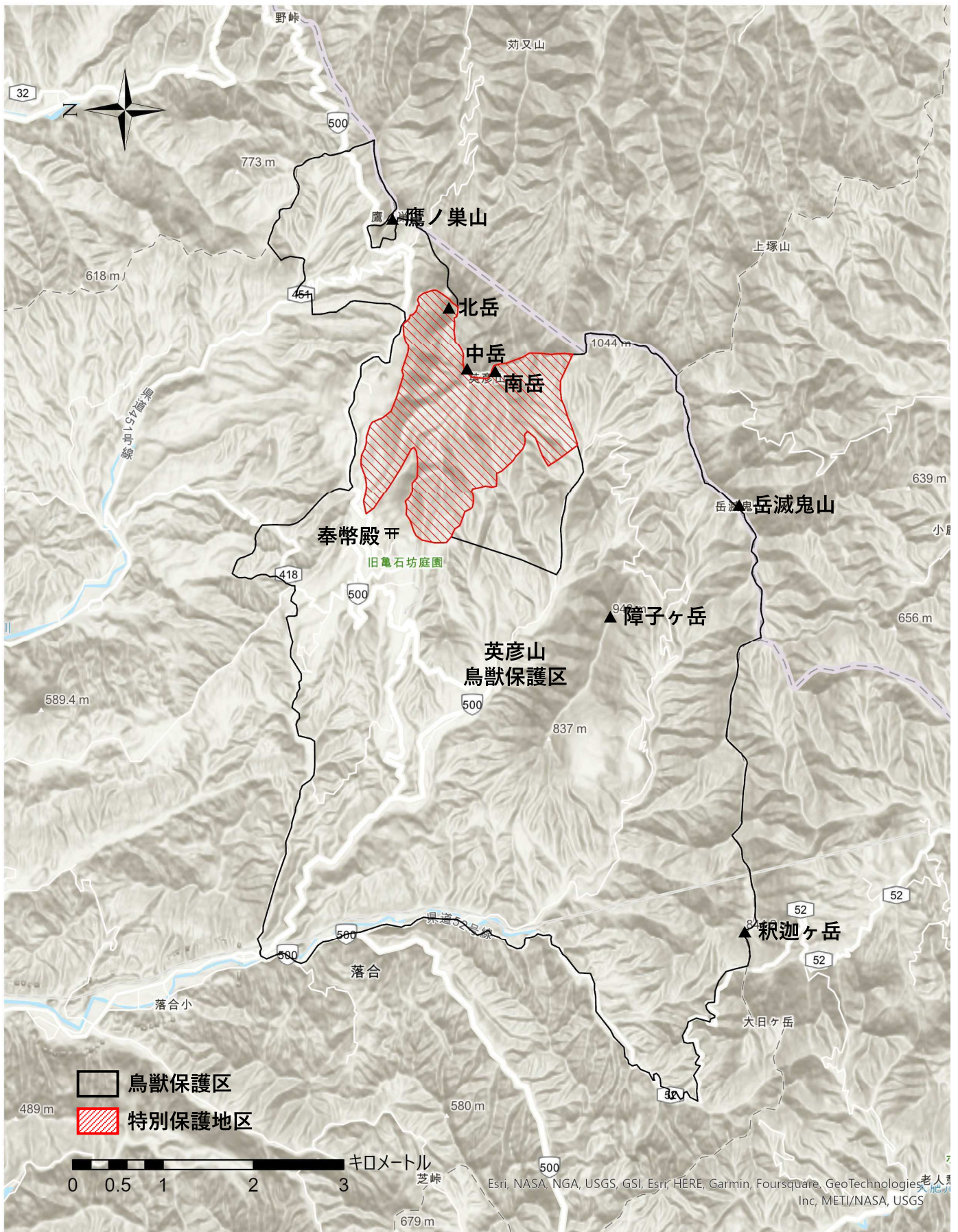
* 施行細則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）

英彦山鳥獣保護区特別保護地区位置図



1:600,000	
凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

英彦山鳥獣保護区区域図





北岳山頂域から中岳(右側)・南岳(左側)を望む



シオジ林



溶岩の壁



オオヤマレンゲ(福岡県RDB絶滅危惧 I A類)



高木が枯損し、衰退しつつあるブナ林



シカ不嗜好性植物イワヒメワラビが繁茂



シカ食害を受けた稜線部のクマイザサ群落



シカ防護柵の設置により回復したクマイザサ



山麓の落葉広葉樹二次林(シカ摂食線が確認できる)



シカによるリョウブの剥皮害



ヒコサンヒメシヤラ(福岡県RDB準絶滅危惧)



シロモジ



野鳥観察舎の屋根上に生育する植物



アカマツ林



イチイ(福岡県RDB絶滅危惧 I A類)



林床が貧弱となったスギ植林



アカガシ林



岩角地の植生



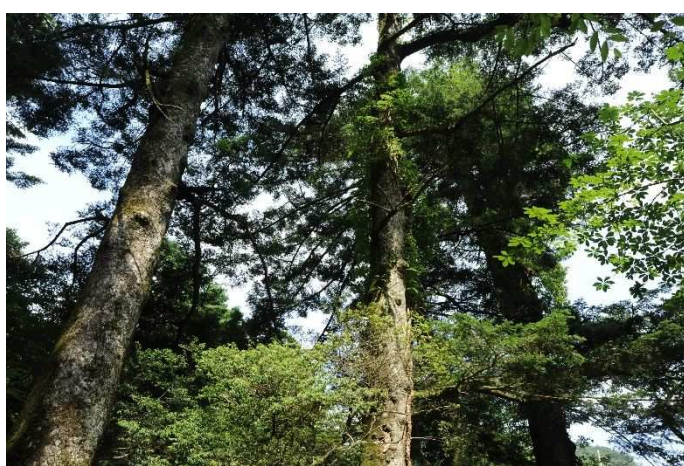
大南神社



断崖上のウチョウラン(福岡県RDB絶滅危惧 I A類)



鬼杉(国指定天然記念物)



モミジ林



シカ不嗜好性植物のマツカゼソウとナガバヤブマオ



岩上に僅かに生育するヤマアジサイ